

寄居町協働の道づくり事業補助金交付要綱

制定 令和 6 年 3 月 1 9 日 告示第 4 9 号

改定 令和 8 年 3 月 2 4 日 告示第 4 7 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地域生活の利便性向上を図るため、未舗装道路の整備について、区が、町から生コンクリートの原材料の支給を受けて実施する工事について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則（平成 3 0 年寄居町規則第 1 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金交付の対象者は、区の設置等に関する規則（平成 1 9 年寄居町規則第 1 3 号）第 2 条に規定する区とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業は、区が施工することを目的として実施するコンクリート舗装の簡易工事であること。

2 寄居町内の町道であり、その他町長が必要と認めた区域。

3 前項に規定する工事は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定による建設業者の資格を有し、かつ、寄居町内に本社又は本店を有する者が施工するものとする。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費、補助率、上限額及び申請回数は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付額は、対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額とし、当該交付額に 1 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第 4 条第 1 項の申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、事業着手予定日の 1 4 日前までとする。

3 規則第 4 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を記載した書類の添付については、これを要しない。

(交付決定通知書の様式)

第 6 条 規則第 7 条第 1 項の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

2 規則第 7 条第 2 項の通知書の様式は、様式第 3 号のとおりとする。

（申請事項の変更）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の申請に係る事項を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ寄居町協働の道づくり事業計画変更（中止・廃止）申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をしたときは、寄居町協働の道づくり事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第13条の報告書（様式第6号）を事業が完了してから30日以内に町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、及び必要に応じて実地を調査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、規則第14条の規定による寄居町協働の道づくり事業補助金額確定通知書（様式第7号）を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときは、寄居町協働の道づくり事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第16条第1項又は第3項の規定により交付決定又は交付額確定をした補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助対象事業を遂行することができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は従わなかったとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定又は交付額確定をした補助金の全部又は一部の取消しを行うときは、寄居町協働の道づくり事業補助金交付決定兼交付額確定取消通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 2 条 町長は、前条第 2 項の規定により補助金の全部又は一部について取消しを行ったときは、規則第 1 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による寄居町協働の道づくり事業補助金返還通知書(様式第 1 0 号)を申請者に送付し、補助金の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第 1 3 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備し、翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 1 4 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

対象経費	補助率	上限額	申請回数
区が原材料の支給を受けて実施する施工に要する経費、事業者に支払う重機借上料・オペレーター人件費・回送費	3 / 4 以内	申請 1 回につき 1 0 万円	1 つの区に対し 会計年度ごとに 5 回まで